

# 住家被害認定調査支援システム導入業務に係る仕様書

令和 8 年 7 月

清須市 総務部 税務課

## 1 業務名

住家被害認定調査支援システム導入業務

## 2 目的

本件は、本市において災害が発生した際に災害対策基本法第 90 条の 2 において定められた罹災証明書の発行、及び、同法 90 条の 3 に定められた被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下、「被災者台帳」という。）作成機能を備えることにより、迅速かつ公平な被災者の生活再建支援業務体制の確立を目的とし、大規模災害発生に対応するため、建物の被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者台帳の管理を一連の流れで取扱うことができ、緊急時にも迅速に対応可能なシステムを導入するものとする。

## 3 業務期間

### （1）システム構築期間

契約の日の翌日～令和 9 年 3 月 31 日

＊システム稼働開始日前 1～2 ヶ月程度稼働テストや職員の操作研修を行うための仮稼働期間を設けること。

### （2）システム稼働開始日

令和 9 年 4 月 1 日

### （3）システム運用期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日（5 年間）

＊運用期間に発生する利用料等は、5 年間の長期継続契約を想定し、プロポーザルにより選定された優先交渉者と随意契約にて別途契約を締結する。

## 4 入札方法等

本業務は、公募型プロポーザル方式とする。

参加要件、落札者決定方法等の入札に関する事項は、「住家被害認定調査支援システム導入業務プロポーザル実施要領」に定める。

## 5 業務範囲

業務範囲は次の通りとし、次項「システム構築に係る要件等」及び別紙「様式 4 システム機能要件表」を参照した上で構築、提案を行うこと。

### （1）住家被害認定調査支援システム構築

住家被害認定調査の支援及び調査データの集計を迅速に実施し、罹災証明書の発行、被災者台帳の作成、各種支援施策を一元的に管理できるシステムを構築する。

### （2）システム利用環境構築

前述の業務を達成するため必要に応じてデータ整備、ネットワーク整備、ハードウェア調達をする。

## 6 システム構築に係る要件等

### (1) システム構成

庁内 LAN (LGWAN 環境) からアクセスすることができ、災害時においてライセンスの増減が臨機に対応できること。また庁舎等が被災した際にも活用できるよう、LGWAN-ASP に登録されたクラウドサービスであること。

ア 本システムを運用するために必要となるハードウェアがある場合は、すべて受注者が調達するものとする。ただし、住家被害認定調査の現地調査で使用するタブレットは、発注者が必要台数分用意する。

イ 原則、24 時間 365 日運用できるシステムとする。ただし、データの退避、セキュリティパッチの適用等のシステム安定稼働に必要な予定されたシステムの停止時間を除くものとする。

#### (想定システム規模)

本業務では、次の平時数量にて導入することとし、導入費、運用費を見積もりに含めること。また、災害時においては、ライセンスの増減が臨機に対応でき、追加費用が見込まれる場合は、別途金額を企画提案書において提示すること。

| 項目                       | 平時数量 | 災害時数量  |
|--------------------------|------|--------|
| 災害データベース数                | 2 以上 | 2 以上   |
| 罹災証明書発行可能ユーザ数            | 1 以上 | 1 0 以上 |
| 被災者台帳を活用した各種支援策作成可能ユーザ数  | 5 以上 | 5 以上   |
| 住家被害認定調査管理システム利用可能ユーザ数   | 1 以上 | 1 以上   |
| 住家被害認定調査 (モバイル) 利用可能ユーザ数 | 1 以上 | 3 0    |

### (2) 住家被害認定調査支援機能

調査計画を効率よく策定でき、最新の内閣府の指針に基づく調査票により、専門知識のない職員でも簡易に公正な調査が実施できる機能を有すること。

ア 罹災証明書申請受付時に住民記録情報や家屋課税台帳情報などを情報連携し、効率的な受付ができること。最低限連携する項目は次の通り。

#### ① 住民基本台帳システム (必須連携項目)

世帯番号、世帯員氏名、世帯員生年月日、世帯員性別、住所、個人識別番号、世帯主氏名、世帯主カナ氏名

#### ② 家屋課税台帳システム (必須連携項目)

建物構造、建物用途、階数、床面積、物件番号、物件所有者氏名、1 階床面積、総床面積

### (3) 現地調査用タブレット

住家被害認定調査は、タブレットによる調査ができる仕組みを有するとともに、

クラウド上又は庁内に設置するサーバに調査票画像や調査写真を保存・管理でき、システムから参照できる機能を有すること。二次調査において損害率を自動で計算し、判定結果の算出までを現地で完結できること。

＊なお、調査用タブレットは発注者において準備する。

(4) 罹災証明書発行機能、被災者台帳作成・管理機能

住家被害認定調査結果を住民基本台帳、家屋課税台帳と突合し、証明書を発行する機能を有すること。また、罹災証明発行者対象者や支援が必要な被災者情報を管理できる被災者台帳を作成し、各種支援施策を一元的に管理できること。

(5) セキュリティ要件

情報漏洩を最大限排除する体制、対策を施すこと。

(6) 障害対応

ア システムの障害時におけるデータ復旧の体制が整っていること。

イ システムの監視を常に行い、停止等の重度な障害が発生した場合は速やかに発注者へ報告し、復旧等の必要な対応を行うこと。

ウ サーバ及びネットワーク機器等は24時間の監視がなされ、不正侵入や不正利用等が疑われる場合は原因調査・追跡が可能であること。

エ ログ取得機能（システムログやアクセスログ）を持つこと。

オ 不正アクセス等があった場合には、発注者に対し速やかに報告を行うこととし、必要に応じて、専門家による調査を実施すること。

(7) プロジェクト管理等

システム構築（業務委託期間）における構築業務を円滑に推進するため、十分なスキルや実績のある人員を構成員とするプロジェクト体制を構築し、プロジェクト計画書を策定した上で、プロジェクト管理を行うこととする。

(8) システム利用中の運用支援に関する要件

法改正等によるシステムのアップデートや障害対応について、適切に対応できるサポート体制を有すること。また、システムを円滑に運用するための操作支援、関連情報の提供を随時行うとともに、年1回程度、人事異動後の操作研修を実施できること。

## 7 納入成果品

(1) システム一式

(2) 完了報告書

(3) 各種操作説明書 1部及びPDF データファイル

(4) システム等の構築に必要なハードウェア 1式

※システムを運用するために不要な場合は、納品不要とする。

## 8 システム利用に関する事項

利用期間終了後も、発注者が継続利用を希望する時は、発注者と受注者で新たにシステム利用に関する契約を結ぶこととする。